

# 集団転作の定着条件と営農展開

——組織・リーダー・互助制度——

石山 六郎・柴田昭治郎・阿部健一郎・渋谷 功

(秋田県農業試験場)

Study on the Establishment Conditions and the Development of Farming

for the Group Diversion from Paddy to the Upland Crop Cultivation

Rokurō ISHIYAMA, Shōjirō SHIBATA, Ken-ichirō ABE and Isao SHIBUYA

(Akita Agricultural Experiment Station)

## 1 はじめに

昭和45年から米の生産調整が始まり、56年からは水田利用再編対策2期目になるが、この間水田転作目標面積は増加してきている。一方、米の消費は更に減る傾向にあるし、その他諸々の条件からして稲の作付状態が旧に復することは考えられない現状である。したがって、このような水田転作をいかにして定着させるかが重要な問題であるが、定着させるための条件・対策のうち、ここでは組織・リーダー、互助制度などに主眼をおいて報告する。

## 2 転作の概況(県内及び調査対象集団)

県内の転作面積は、昭和52年以前は1万ha以内であるが、53年には約1万ha、55年には1万5千ha、56年には水田面積の約16%に当たる2万haを越えている。

作目別にみると、各年次とも飼料作物と大豆が圧倒的に多く、56年には飼料作物が38%、大豆が35%で、いわゆる特定作物が全体の83%である。その他野菜は年々増加してきて12%、果樹も0.3%であるがふえる傾向にある。

主な調査対象集団は、主とする転作作物によって、大豆型3集団、野菜型2集団、飼料作物型1集団を選別した(表1)。

表1 調査集団の特徴(昭.55)

|       | 集落農家<br>戸数 | 1戸当り<br>水田面積<br>(a) | 農家率(%) |    |    | 転作<br>主作物率<br>(%) |
|-------|------------|---------------------|--------|----|----|-------------------|
|       |            |                     | 専業     | 1兼 | 2兼 |                   |
| 1 大豆型 | 31         | 157                 | 6      | 30 | 64 | 大 90              |
| 2 "   | 28         | 194                 | 4      | 46 | 50 | 大 74              |
| 3 "   | 43         | 185                 | 7      | 67 | 26 | 大 68              |
| 4 野菜型 | 35         | 95                  | 23     | 23 | 54 | 野 67              |
| 5 "   | 40         | 160                 | 18     | 65 | 18 | 野 55              |
| 6 飼料型 | 69         | 154                 | 6      | 48 | 45 | 飼 73              |

注. 転作主作物率の 大…大豆, 野…野菜, 飼…飼料作物

これらの調査対象集団が、55、56年の転作面積増加に、どのように対応したかを検討した。その特徴は次のとおりである。

(1)大豆型3集団のうち2集団は団地化を図って個別経営で、1集団は団地化して部門共同経営である。個別経営の

集団では、中規模以上の農家が転作面積をふやし、小規模の農家は転作面積を減らすか転作しないで依頼する例が多い。つまり規模の大きい農家が転作を負担する傾向がある。

また団地化の効果が収量的にも認められ、団地内収量が団地外(ばら転)収量よりも10a当たり70~80kgも高く、300kg以上の収量もみられる。

(2)野菜型では2集団ともに野菜の作付面積は昭和54年から55年には増加したが、56年には減少する傾向を示し転作面積のふえた分は大豆・麦・飼料作物などで消化している。このように野菜型集団では転作面積が多いと野菜では消化しきれず粗放な作物も導入せざるをえないようである。

(3)飼料作物型は山村地帯にあり肉用牛飼養農家が比較的多い集落にある。ここでは飼料作物の増加とともに野菜の面積増加が特徴的で、農協・役場などと協力して、山間高冷地という特徴を生かした野菜の農協出荷を行うとともに、役場前に“夕ぐれ市”を開催することも試みられている。

## 3 調査集団における組織・リーダー・互助制度

(1)転作集団の組織： 調査集団にみられる転作研究会、転作組合、転作営農集団などは、集落にあった既存の各種生産組織、例えば集落農場組合、稲作研究会、機械利用組合などがその母体になっている。またこれら既存の組織は集落の中でも比較規模の大きい農家が主体であるが、転作組織は集落内転作関係農家全戸が参加している特徴がある。

図1は調査集団の一事例であるが、他の集団も殆どこのような仕組みでなされている。この図にみられる特徴は、

1)転作は村の農業振興対策の一環である： 図1にある“農業生産対策協議会”で、名の示すとおり転作も協議するが転作を村の農業振興の一環として位置づけしている。

2)構成メンバー： 村段階の協議会に農家代表が半数以上参画し、この農家代表は集落における転作組織のメンバーでもある。つまり転作集団の代表者は村の転作対策の企画・立案の構成メンバーで、村の方針が集落に伝えられ、逆に集落の意向が村の対策に生かされる仕組みになっている。

3)配分が農家個別・集団同時： 転作目標の仮配分・

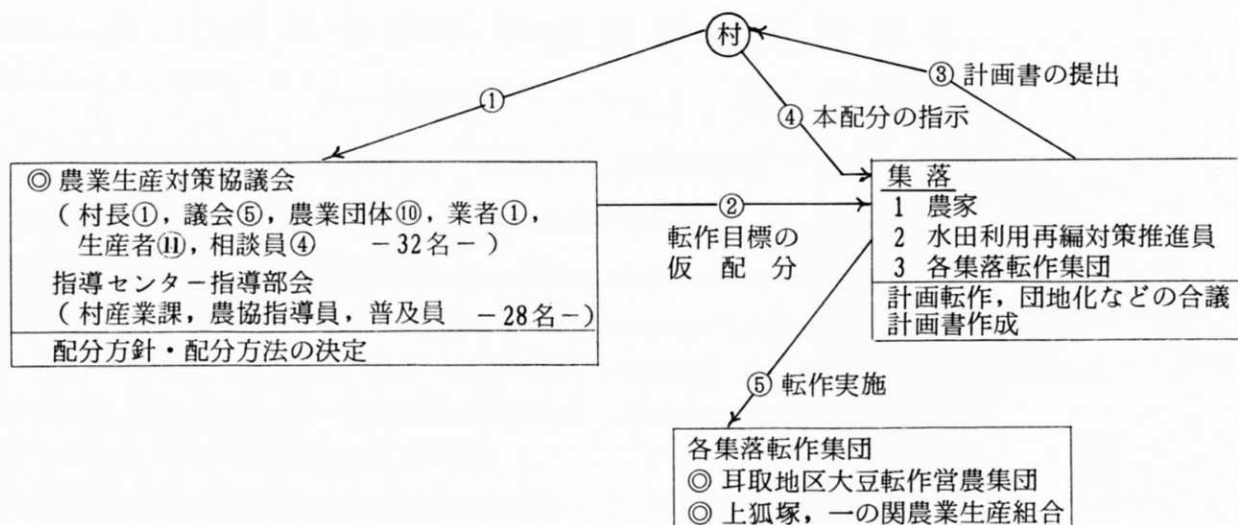


図1 大雄村における水田利用再編対策のすすめ方

本配分が農家個別と同時に集団にも知らされ、集団が集落内の転作面積の消化、作目の選定・団地化などの計画づくりをすすめるやうい仕組みになっている。これは当初村の→農家→集団から、村→農家・集団に変化したもので、集団の過去の実績がそうさせたものである。

(2) 転作集団リーダーの特徴：調査集団のリーダー層は、町村段階では議会議員、農業委員、農業推進員などの役職をもち、集落段階の農協班役員、部落会役員などを兼ね、町村や集落のまとめ役である。またこれらのリーダー層は、過去において米多収穫競争の出品者、4Hクラブの体験発表者であったりして、各種生産技術の水準が高いとか農協・普及所などとのつながりが強い。このような転作集団リーダー層の特徴は次のようである。

- 1) 稲作とか畑作などの生産技術水準がすぐれている。
- 2) 転作面積、互助制度などの事務処理能力が高い。
- 3) 集落内だけでなく町村からも人望が高い。

調査集団では以上の諸特性を複数で補い合ってリーダー層を形成している。

### (3) 互助制度

1) 県内の転作互助制度の実施状況は、昭和56年で実施主体が1,610あり、その51%が集落である。互助金の水準(転作依頼農家が集団又は受託農家に支払う金額水準)は、転作面積10aに対して1万～5万円以上の範囲にあり、55年よりも約1万円高くなっている。また3万円～5万円が77%を占め5万円以上のものが8%ある。

2) 調査集団では1万円～5万円の範囲であったが、飼料作物型で安く野菜型で高い。また55年より56年が若干高くなったが、これは転作奨励金が安くなったために取られた措置であると説明されている。

3) 調査集団で最も高い5万円の集団では、55年には野菜を作ったりしていた農家が、56年には麦・飼料作物を作付けしている例もみられ、野菜面積をふやせない事情の農家が麦・飼料作物などをいわゆる“捨て作り”している。

4) 互助制度と農家態様：調査集団の互助制度にみられる農家の態様は、①自作自前、②借地自前、③自作受託、④借地受託、⑤依頼、⑥土地提供、の六つの態様が基本的なもので、これらの単独又は組合せであるとみられた。

(5) 互助制度の転作推進に及ぼす効果には、転作を負担する農家、団地などに土地を提供する農家などの負担軽減効果の他に、集落内の転作できない農家も転作そのものに参加させるとか、互助金をめぐる論議をすることによって集落内農家の意志の疎通がはかれるなどの、集落をまとめる上での効果も見逃せない。

## 4 ま と め

以上のように秋田県における転作は、全県的には飼料作物が38%と多く、しかも青刈稲が6%もあり、利用の面でも問題点が多い。にもかかわらず転作面積の増加分を麦・飼料作物にふり向けざるをえない現状では、転作が定着したとはいえない。しかし事例でみるように野菜を主作にした複合経営の農家もみられるし、大豆型の場合でも団地化することで県平均の約2倍に当たる10a当たり300kgのめどがついている。更には高冷地の特徴を生かした野菜作が試みられているなど、転作を契機にした複合経営への強化がなされている。

このような対応を可能にする集団転作推進上の重要な条件をあげると次のとおりである。

(1) 市町村における水田利用再編対策の企画・立案には、転作集団のリーダーを参加させることの効果が大きい。

(2) 転作推進には、集団リーダーの果たす役割が大きくその育成・強化が重要である。

(3) 互助制度は転作によるマイナスを分担し合うのが原則で、転作関係農家全員が納得できるまで話し合うことが重要で、互助制度を介して集落をまとめていく上でもこの制度は有効である。